第三十三条の七第二項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
第三十三条の七第二項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第三十三条の七第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第三十三条の八第一項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
第三十三条の八第二項	法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項まで	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十五条の二又は第六十六条
	及び住所	、住所及び基礎年金番号
第三十三条の八第三項第二号	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
第三十三条の九見出し	（遺族共済年金の転給の請求）	（遺族共済年金の所在不明による支給停止の申請）
第三十三条の九第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法第六十五条の二又は第六十六条第一項
	支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者若しくは次順位者又は法第二十五条において準用する組合法第九十三条の二の規定により遺族共済年金を受ける権利を失つた者があるときにおいてその転給を請求しようとする同順位者	支給の停止を申請しようとする者
	請求書	申請書

第三十三条の九第一項第一号	請求者及び住所	申請者、住所及び基礎年金番号
第三十三条の九第一項第二号	同順位者又は前順位者の氏名並びに失権の事由及び	所在不明である受給権者の氏名及び基礎年金番号並びに所在不明となつた
第三十三条の九第二項	請求書	申請書
	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第三十三条の十第一項	法第二十五条において準用する組合法第二条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第三十三条の十第二項第二号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級

2　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十条の二第三項、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十五条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項により読み替えて準用することとされた厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号及び年金コード

三　国会議員等となった年月日

四　国会議員等である日の属する月における私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第二項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の六第一項第二号又は第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同項第二号又は第三号に掲げる額

五　所属する議会の名称

六　その他必要な事項